

第3回栃木県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議が開催されました！

令和7年11月13日、第3回栃木県カスタマーハラスメント防止対策有識者会議が開催され、雇用環境・均等室長が出席しました。

県からカスタマーハラスメント防止対策の素案や指針の考え方について説明があり、活発な意見が交わされました。

委員の方からの質問に対し室長は、カスタマーハラスメント対策が義務化される改正労働施策総合推進法を踏まえた説明を行いました。



改正労働施策総合推進法について

カスタマーハラスメント対策
企業マニュアルについて

事業主の皆さまへ（企業主向けです）

ハラスメント対策・女性活躍推進に関する改正ポイントのご案内

1. ハラスメント対策強化に向けた改正ポイント

- カスタマーハラスメントや、求職者等に対するセクシュアルハラスメントを防止するために、雇用管理に必要な措置を講じることが事業主の義務となります！

カスタマーハラスメント対策の義務化

- カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素全てを満たすことです。
 - ① 顧客、取引先、関係先等その他の関係者に対する。
 - ② 社会的に許される範囲を超え且強制により、被害者の就業環境を害すること。
 - ③ 事業主が防止するべき業務上の活動等とは、労働、賃金に該当していません。事業主の労働管理の範囲及びその範囲外（接客・接客態度等）は、労働、賃金に該当していません。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対して、セクシュアルハラスメントを防止するための必要な措置を講じることが事業主の義務となります。

ハラスメントのない職場の実現に向けた取組の強化も義務化します！

※ 改正法では、雇用管理として、職場におけるハラスメント防止に関する取組の実現に必要と認められる措置を講ずるために、取組の強化を促す旨の定めが盛り込まれました。職場におけるハラスメントについて、情報提供等の取組の充実を図ってまいります。

※ 詳細な内容については、労働部（2階）までお問い合わせください。

厚生労働省 労働政策総局雇用均等・労働部（2階）



カスタマーハラスメント
対策
企業マニュアル

カスタマーハラスメント
対策企業マニュアル作成事業検討委員会
厚生労働省

